

下水道主要機器品質認定における申請書類作成要領

1 申請書類の構成

新規申請、継続申請（品質認定者による申請）に必要な申請書類は、次表により構成されます。

番号	書類名	様式	備考
1	申請書類チェックリスト		
2	目次		
3	新旧対照表		継続申請時に提出してください。
4	品質認定申込書	様式第1-1号又は様式第1-2号	新規又は継続申請用
5	委任状	様式第2号	申請手続を代行する場合は、提出してください。
6	会社概要調書	様式第3号	
7	稼働実績表	様式第4号	
8	下水道プラント等に納入した稼働中の現在の機器写真		
9	会社案内、経歴書等		
10	製品カタログ、技術資料等		
11	申請機器を製造、検査及び修理する工場の所在地及び案内図		
12	製造会社との委託契約書等		他社に委託している場合は、それぞれ提出してください。
13	検査会社との委託契約書等		
14	修理会社との委託契約書等		
15	アフターサービス会社との委託契約書等		
16	アフターサービス体制表		
17	実用化技術の評価を受けた共同研究の終了報告書		提出は、東京都下水道局との共同研究による申請機器の場合に限ります。
18	品質に係るコンプライアンスの仕組みや取組に関する組織図、規定等		

2 申請書類作成上の注意事項

(1) 一般事項

- ア 申請書類は、品質認定品目の申請機器ごとに作成してください。
- イ 申請書類は、原則としてA4版縦、横書きとしてください。

ウ 申請書類は、日本語で作成してください。

なお、原文が外国語表記の書類については、日本語に翻訳したものを別途添付してください。

エ 同一申請者が複数の品質認定品目の申請機器を申し込むとき、申請機器の製作者（設計）が同一であれば、次に掲げる資料の内容が重複する書類については、申請機器 2 件目以降は省略してください。なお、省略した書類は、目次において省略した旨を記載してください。

(ア) 下水道プラント等に納入した稼働中の現在の機器写真 (M-1~3 主ポンプに限る。)

(イ) 会社案内、経歴書等

(ロ) 製品カタログ及び技術資料等

(ハ) 製造、検査、修理する工場の所在地及び案内図

(ニ) 製造会社との委託契約書等

(ホ) 検査会社との委託契約書等

(ヘ) 修理会社との委託契約書等

(ト) アフターサービス会社との委託契約書等

(チ) アフターサービス体制表

(リ) 実用化技術の評価を受けた共同研究の終了報告書 (M-1~3 主ポンプに限る。)

(ル) 品質に係るコンプライアンスの仕組みや取組に関する組織図、規定等

オ 申請書類の提出方法

申請書類は、原則として電子媒体により提出してください。電子媒体による提出が難しい場合、紙媒体による提出を受け付けます。

(ア) 電子媒体の場合の注意事項

① 提出できる電子媒体は、追記不可の光学メディア記憶媒体としてください。CD-R を原則としますが、データ容量の関係から複数枚の CD-R になる場合は、DVD-R で作成することも可能とします。

② 申請に必要な書類を全て、電子媒体に格納のうえ提出してください。

③ 電子ファイルは PDF 形式とし、原則としてテキスト情報を含んだ PDF ファイルを作成してください。ただし、委託契約書等、スキヤニングが必要なものはこの限りではありません。

④ 電子ファイルは 1 項の申請書類の構成の番号 1 から 17 まで、1 つの申請書類ごとに 1 つの電子ファイルとしてください。なお、技術資料等、1 つの申請書類に複数の内容が含まれる場合は、必要に応じて枝番をつけてください。

⑤ 電子媒体に保存するファイル名は、以下としてください。

R6_機器番号_品質認定品目_会社名_番号_申請書類名.pdf				
↑	↑	↑	↑	↑
a	b	c	d	e

a 機器番号 …M-1~9 又は E-1~12 いずれかを記入してください。

b 品質認定品目 …品質認定品目を記入してください。

c 会社名 …会社名を記入してください

d 番号 …1 項の番号 (1~17) のいずれかを記入してください。必要に応じて枝番をつけてください。

e 申請書類名 …申請書類名を記入してください。

記載例

R6_M-1_主ポンプ（φ1,500 超）【立軸斜流ポンプ限定】_株式会社〇〇〇〇_10-2_技術資料.pdf

- ⑥ 電子媒体本体及びケースには、「令和〇・〇・〇年度 下水道主要機器品質認定 申請書類」、「機器番号」、「品目名」、「会社名」、「ウイルス対策ソフト名」、「ウイルス定義年月日（又はパターンファイル名）」、「ウイルスチェック年月日」を容易に消えない方法でラベルを貼ってください。又は直接記入して提出してください。（図 1、2 参照）

なお、DVD-R 等による提出の場合、これらの情報は DVD-R 等の電子媒体に直接書き込むか、プリンタブル DVD-R 等を使用した直接印字してください。

令和〇・〇・〇年度 下水道主要機器品質認定 申請書類
M-1 主ポンプ（φ1,500 超）【立軸斜流ポンプ限定】
株式会社〇〇〇〇
ウイルス対策ソフト名 : 〇〇年〇〇月〇〇日
ウイルス定義年月日 : 〇〇年〇〇月〇〇日
ウイルスチェック年月日 : 〇〇年〇〇月〇〇日

図 1 電子媒体への記載例（CD 等ケース用）



図 2 電子媒体への記載例（CD-R 等）

- ⑦ 電子媒体提出前に、以下の項目に従い、全電子ファイルのウイルスチェックを行ってください。

- a 申請書類が完成した時点で、ウィルスチェックを行う。
- b ウィルス対策ソフトは、信頼性の高いものを使用する。
- c 最新のウィルスも検出できるように、ウィルス定義は常に最新のデータに更新したものを利用する。

⑧ 申請書類の提出部数は、電子媒体 1 部です。

(イ) 紙媒体の場合の注意事項

- ① 申請書類は、A4 縦パイプ式ファイル (2 穴) にとじ込みをしてください (フラットファイルやレターファイルは使用しないでください)。また、10cm 以上の厚みとなる場合は、分冊としてください。
- ② 背表紙には、「令和〇・〇・〇年度 下水道主要機器品質認定 申請書類」、「機器番号」、「品目名」、「会社名」を大きく記載してください (ラベルプリンターを用いる場合は、紙に貼り付けてください)。
なお、表紙は必要ありません (何も貼り付けしないでください)。
- ③ 書類ごとに中扉及びインデックスを設け、目次と対応させてください。
- ④ 品質認定品目の申請機器ごとに、1 項の申請書類の構成の番号 1 から 17 まで上から順番にファイルにつづってください。
- ⑤ 申請書類の提出部数は、1 部です。

カ 限定申請に対する品質認定品目名の記載方法について

(ア) M-1~3 主ポンプ

主ポンプを限定して申込みする場合は、品質認定品目名を次に掲げる例を参考に記載してください。

- ① M-1 主ポンプ (φ1,500 超) 【立軸斜流ポンプ限定】
- ② M-1 主ポンプ (φ1,500 超) 【渦巻斜流ポンプ限定】

(イ) M-5 送風機

送風機を限定して申込みする場合は、品質認定品目名を次に掲げる例に示すとおり記載してください。

- ① M-5 送風機 (多段形)
- ② M-5 送風機 (多段形) 【铸铁製限定】
- ③ M-5 送風機 (多段形) 【鋼板製限定】
- ④ M-5 送風機 (単段形) 【磁気浮上式限定】

(ウ) M-6 汚泥濃縮機

汚泥濃縮機を限定して申込みする場合は、品質認定品目名を次に掲げる例に示すとおり記載してください。

- ① M-6 汚泥濃縮機 (遠心濃縮機)
- ② M-6 汚泥濃縮機 (ろ過式濃縮機) 【ベルト型ろ過濃縮機限定】
- ③ M-6 汚泥濃縮機 (ろ過式濃縮機) 【差速回転型スクリー濃縮機限定】

(エ) E-3 高圧配電盤

高圧配電盤を限定して申込みする場合は、品質認定品目名を次に掲げる例に示すとおり記載してください。

- ① E-3 高圧配電盤 【高圧 VVVF 装置を除く】

② E-3 高圧配電盤【高圧VVVF装置限定】

(オ) E-4 低圧配電盤

低圧配電盤を限定して申込みする場合は、品質認定品目名を次に掲げる例に示すとおり記載してください。

① E-4 低圧配電盤【低圧VVVF装置を除く】

② E-4 低圧配電盤【低圧VVVF装置限定】

(2) 書類ごとの注意事項

ア 申請書類チェックリスト

申請書類チェックリストは、必要事項を記入して提出してください。申請書類チェックリストの事項を満たしている場合に申請を受け付けます。

イ 目次

(ア) 目次は、様式を問いません。

(イ) (1)項エのとおり、省略した書類は、省略した旨を記載してください。

ウ 新旧対照表

継続更新の際は、前回申請時の内容と今回申請時の内容の変更点が容易に比較できる新旧対照表を作成してください。

エ 委任状

申請者に代わり申請手続を代行できる者（申請代行者）は、次に掲げる該当する者のみ可能となります。その際は、必ず委任状を申請書類に添付して代行申請を行ってください。

(ア) 申請者の関連会社

(イ) 申請者と代理店契約にある者

オ 品質認定申込書

(ア) 新規に申請される方は様式第1-1号、継続更新される方は様式第1-2号を使用してください。

(イ) 「2 申請書類の構成」においては、添付した資料のみ記載し、適宜削除してください。

なお、番号は連番で振り直してください。

カ 会社概要調書

(ア) 記載内容が1ページに収まらない場合は、対象項目に「別紙のとおり」と記載した上で、次ページに記載してください。

(イ) 工場設備

① 「自社」、「関連会社」又は「他社」の別を必ず記入してください。また、関連会社の場合には、持株比率を併せて記載してください。

なお、他社又は持株比率が51%に満たない子会社等に部分的に業務を委託している場合には、委託契約書等が必要となります。

② 研究機関については、申請機器に関し該当する施設があれば記載してください。

(ウ) 官公庁認定

申請機器が、地方自治体等において、当局の下水道用に限定した品質認定と同程度の機器製作者としての指定を受けているとき記載してください。

(エ) 緊急時体制

① 緊急連絡体制は、対応可能な部署の名称、所在地、エンジニアの配置員数及び電話番号を

記載してください。

なお、昼間、夜間、休日等で対応部署が異なる場合には、余白にその区分を記載してください。

- ② アフターサービスを関連会社又は他社に委託している場合は、その会社が関連会社又は他社であることを明記して、その旨を余白に記載してください。

キ 稼働実績表

(ア) 稼働実績は、2 か所以上の機器を記載してください。そのうち少なくとも 1 か所については、1 年以上の間安定稼働している機器を記載してください。

(イ) 下水道主要機器品質認定品目仕様書（以下「仕様書」という。）でいう「下水道プラント」とは、一般的に地方自治体の管理する下水の処理施設（し尿浄化槽は除く）、これらの施設を補完するために設けられるポンプ施設及びその他の施設を意味するものとします。

なお、合併浄化槽設置整備事業、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業等により設置された施設、いわゆる下水道類似施設については、これに含めません。

(ウ) 稼働実績は、原則として仕様書に適合したものに限りませので、十分検討してください。

(エ) 稼働実績は、次の①から③を上から順に記載してください。

- ① 該当する仕様で、東京都の実績があるものから
- ② 規模、能力、電圧等仕様の大きいものから
- ③ 設置年度が新しいものから（現在稼働しているものに限る。）

(オ) 1 か所の施設に容量の異なる複数の機器がある場合、容量ごとに台数を記載してください。

(カ) 納入先は、自治体名称、施設名称、担当部署名、所在地、電話番号等、必ず具体的な納入先を記載してください。

ク 下水道プラント等に納入した稼働中の現在の機器写真

(ア) 写真は、仕様書に適合した機器が実際に稼働している申請時点の姿を撮影したものとします。特に、納入場所の特定、機器設置状況及び機器銘板が確実に確認することができ、現在の状況を把握するのに十分な枚数を添付してください。ただし、継続申請の場合、現在稼働していることを確認したうえで機器写真の添付は不要です。

(イ) 写真撮影は、2 か所以上の下水道プラントとします。ただし、東京都下水道局との共同研究による申請機器の場合には、1 か所以上の下水道プラントとします。

(ウ) 写真は、デジタルカメラ等により撮影し、A4 縦普通紙に 2 枚ずつ貼り付けてください。

ケ 会社案内、経歴書、組織体制等

(ア) 会社案内、経歴書等は、カタログ類でも構いません。

(イ) (ア)項に定める他、組織図、全体従業員数、各部門別従業員数を添付してください。

(ウ) 申請機器に対する設計、製造、検査、修理及びアフターサービスに関する組織体制については、詳細かつ正確に記入してください。

コ 製品カタログ、技術資料等

(ア) 製品カタログ、技術資料等は、申請機器を設計、製造、検査及び修理する能力を有することを客観的に証明するものであるため、適切な資料を提出してください。

(イ) 品質認定品目によっては、取扱説明書を技術資料として認められない場合があります。そのため、次に例示する資料等を提出してください。

- ① 設計については、設計図面等で、申請者が自ら構成部材の選定、容量計算、図面作成など

の詳細設計を行っていることを証明する必要があります。実績として記載した機器のうち、容量の大きなものから2か所以上の外形図、機器仕様書、フロー図、システム図のほか、申請対象の品質認定品目に関する設計上の技術資料を添付してください。

- ② 製造については、製造に関する社内規格、カタログ、パンフレット等の印刷物を提出してください。製造を委託している場合も、委託契約書等に加えて委託先工場での資料が必要となります。

また、製造工程がISO9000sの認証を取得している場合は、その写しを提出してください。

- ③ 試験・検査については、品質管理工程表、社内基準値、試験及び検査要領書等を提出してください。

また、試験・検査工程がISO9000sの認証を取得している場合は、その写しを提出してください。

- ④ 修理については、社内基準値、修理要領書、修理体制等を提出してください。修理を委託している場合も、委託契約書等に加えて委託先工場での資料が必要となります。

なお、工場での修理がなく、修理を委託している場合においても、特定の修理会社の社内基準値、修理要領書、修理体制等を提出してください。

また、修理工程がISO9000sの認証を取得している場合は、その写しを提出してください。

- (ウ) 申請機器の機能については、稼働から2年間の保証ができる資料を提出してください。

サ 委託契約書等

製造、修理、アフターサービスを他社に委託している場合は、品質管理等に技術的に関与していることが必要であり、このような関係を証明する資料を添付してください。

また、検査を他社に委託することも認められますが、この場合にも申請者が責任をもって委託先の試験・検査体制に関与していることが必要であり、このような関係を証明できるような資料及び自社の検査基準等の資料を提出してください。

シ アフターサービス体制表

アフターサービス体制表は、定常時、事故・故障時等に対応するための緊急時（昼間、夜間、平日、休日等に適宜区分する。）に分けて記載し、員数や資機材の調達方法等について、具体的に記載してください。

なお、員数については、設計、製造、検査、メンテナンス等の各技術部門で緊急時に速やかに対応できる担当者数を記載してください。

ス 実用化技術の評価を受けた共同研究の終了報告書

当局との共同研究による申請機器の場合は、実用化技術との評価を受けた報告書の写しを提出して下さい。

セ 品質に係るコンプライアンスの仕組みや取組に関する組織図、規定等

品質に係るコンプライアンスの仕組みや取組（組織体制、社員教育、監査、不正や改ざん等が行われない対策等）について、組織図や規定のほか、実施内容を確認できる資料を提出してください。